

○周防大島町空家リフォーム事業助成金交付要綱

令和3年4月1日

告示第43号

改正 令和4年4月1日告示第37号

令和5年4月1日告示第33号

周防大島町空き家リフォーム事業助成金交付要綱（平成26年周防大島町告示第26号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この告示は、周防大島町内にある空家の有効活用による定住促進を図るため、空家の改修等に要する費用に対し、予算の定めるところにより、周防大島町空家リフォーム事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、周防大島町補助金等交付規則（平成24年周防大島町規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象物件）

第2条 助成の対象となる空家は、当該各号を全て満たすものとする。

- (1) 同一交付対象事業の助成金を受けて改修等を行っていない物件であること。
- (2) 周防大島町空家情報有効活用システム（以下「空家バンク」という。）の登録物件であること。
- (3) 助成金を受けて改修等の後、空家バンクに5年間登録可能な物件であること。

（交付対象者）

第3条 助成金の交付対象者は、町税等の滞納がなく、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空家に係る所有権又は改修し賃貸を行うことができる権利を有する者（当該空家の所有者等であることを書面で明らかにできるもの（以下「所有者等」という。））
- (2) 申請日前1年以内に空家バンク登録物件所有者等と賃貸借契約を締結し、周防大島町に住所を有しているもの（以下「利用者等」という。）
- (3) その他町長が適当と認めるもの

（交付対象事業）

第4条 助成金の交付対象事業（以下「事業」という。）は次のとおりとする。

- (1) 交付対象者（所有者等）が、周防大島町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人で、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項、第2項、第6項及び第7項の規定による一般廃棄物処理業の許可又は当該許可の更新を受けた者、同法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けた者等に依頼する次のいずれかに該当するものとする。

ア 空家の機能向上のための改修

イ 不要物の撤去

ウ その他町長が必要と認めるもの

- (2) 交付対象者（借借人）が、周防大島町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人で、建設業法第2条第3項に規定する建設業者に依頼する空家の機能向上のための改修に係るもの又は、交付対象者（借借人）自らが行う空家の機能向上のための改修に係る費用のうち、原則周防大島町内の事業所で購入する原材料費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号により算出し、1,000円未満の端数を切り捨てる。

- (1) 前条第1号アを実施する場合は、助成対象費用の2分1以内の額とし、その限度額は、20万円とする。
- (2) 前条第1号イを実施する場合は、助成対象費用の2分1以内の額とし、その限度額は20万円を限度額とする。
- (3) 前条第1号ア及びイを同時に実施する場合は、前各号により算出した助成金の合計額とする。ただし、その限度額は40万円とする。
- (4) 前条第2号を実施する場合は、助成対象費用の2分1以内の額とし、その限度額は20万円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 規則第4条の規定による申請は、空家リフォーム事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1号による申請の場合
 - ア 事業計画及び収支内訳書(様式第2号)
 - イ 承諾・誓約書(様式第3号)
 - ウ 見積書、見取図、施工前の写真、その他関係書類
- (2) 第4条第2号による申請の場合は前号の書類に加え、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - ア 増改築等の概要(様式第4号)
 - イ 双方の合意が確認できる書類

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、助成金の交付決定を受けた交付対象者(所有者等)が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、助成金の交付決定を取り消し、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 全額の返還
 - ア 偽り又は不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - イ 申請のあった日から3年未満に取り壊したとき、又は利用者以外に売却したとき。
- (2) 半額の返還
 - ア 申請のあった日から3年以上5年以内に取り壊したとき、又は利用者以外に売却したとき。

(助成金の交付方法)

第8条 助成金は、空家リフォーム事業助成金請求書(様式第5号)の提出を受け精算払の方法により交付するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、空家リフォーム事業実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて、事業が完了した日若しくは補助事業等の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1号による申請の場合
 - ア 事業実績及び収支精算書(様式第7号)
 - イ 領収書、施工後の写真、その他関係書類

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日告示第37号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日告示第33号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。